

鳥取縣公報

鳥取縣會

鳥取縣會告示第一號

鳥取縣會告示は鳥取縣に於て發行する鳥取縣公報に登載するを以つて公布の方法とする。但し鳥取縣公報を發行し得ざる時は縣廳又は市役所、町村役場の揭示場に揭示するを以つて公布の方法とする。

昭和二十一年十一月十三日

鳥取縣會議長 田 中 信 儀

鳥取縣會告示第二號

道府縣制第六十四條による鳥取縣會會議規則を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月十三日

鳥取縣會議長 田 中 信 儀

本書ノ大キサハ國定規格A5ヲ用

昭和二十一年十一月十三日

水曜日

鳥取縣會會議規則

第一章 總 則

第一條 定例會の會期は五日以内、臨時會の會期は三日以内とする。通常豫算を議する定例會についてはこれを二十日以内とする。

議長に於て必要と認めた場合及び議員定數の三分の一以上賛成の連署を以つて議長に會期の延長を要求した場合議長は定例會五日以内、臨時會三日以内に於て之を延長しなればならぬ。

第二條 前條に依り會期を延長する時は議長は議員に告知し、直ちに之を告示し且つ知事に通知しなければならぬ。

第三條 議員は招集の當日議事室に參集し、縣會事務局にその旨を通告しなければならぬ。

00150

疾病其の他の事故に依り招集の當日參集することのできない場合は其の旨事務局に通告せねばならない。

第四條 議員の席次は總選舉後第一回の會議及び毎年通常豫算を議する定例会のはじめに抽籤を以つてこれを定める。

補欠議員の席次は前任者の席次とする。但し同時に選舉せられたる補欠議員一名以上あるときは抽籤に依つて之を定める。

第五條 會議中議員の稱呼は其の席次の番號を唱へ道府縣制第四十九條に依る列席者の稱呼は番外と呼ぶ。

第二章 會議の閉閉

第六條 會議は午前十時に始め午後四時に終る。但し議長は必要に應じ之を伸縮することができる。

第七條 會議の閉閉は「號鈴」によつて報ずる。

第八條 大祭日、祝日、日曜日は休會とする。但し議長に於て必要と認めたるときは自己の意見により又は會議に諮り開會することができる。

臨時に休會しようとするときも前項と同じ取扱ひとする。

第三章 議事日程

第九條 議長は會議の終りに於て次會の議事日程を通知しなければならぬ。

第十條 議事日程變更の動議成立し又は議長に於て變更の必要を認めたるときは會議に諮りて討論をもちひずして之を決定する。

第四章 議事

第一節 發議及び動議

第十一條 道府縣制及び本則に於て特に規定したる場合の外發議及び動議は二名以上の賛成者があつて議題とすることができる。但し委員會の意見はこの限りでない。

第十二條 建議若しくは修正の動議は文案を作成して議長に提出せねばならない。但し議長の承諾を得たる時は議席において之を陳述することができる。

否決したる建議若しくは動議は同會期内において再度提出することはできない。

第二節 讀會

00151

第十三條 議事は三讀會を経て確定する。

第十四條 各讀會は日を異にして審議する。但し議長は會議に諮りて各讀會を同日に開き又は讀會を省略して一審議を以つて確定の議決とすることができる。

第十五條 議事を開くときは議長は先づ其の議題及び讀會の順序を宣告し、書記をして議案を朗讀せしめる。但し時宜に依り朗讀を省略することができる。

第十六條 第一讀會においては議案の大體を討議し、其の議案の第二讀會を開くべきや否やを決定する。

第二讀會に移すべからずと決定したるときは其の議案はこれを廢案とする。

第十七條 第二讀會においては議案の細目について審議する。

第十八條 修正の動議は第二讀會において提出せねばならない。但し讀會前豫め修正案を作製して議長に提出して置くことができる。

第十九條 第三讀會においては第二讀會の議案を以て議案とし其の全體の可否を決定する。

第三讀會においては五名以上の賛成者なき動議は議題とすることはできない。

第二十條 各讀會において議案の調査を委員に附託した時は委員長が報告があつてから審議する。

第二十一條 議長は審議の順序を變更し又は各議案を一括し若しくは分割して討議に附することができる。但し議員二名以上の異議あるときは會議に諮りて討論をもちひずして之を決定する。

第三節 討議

第二十二條 發言せんとするとき起立して「議長」と呼び、第五條に定むる稱呼を唱へ議長の反呼があつてから發言する。議員二名以上起立して發言を求めたときは、議長は先起立者と認むる者を、同時の起立なるときは議長指名して發言させる。但し議長に對し豫め發言の通告をして置くことができる。

第二十三條 議長において議題外の討論と認めるときは、之を制止し尙肯かないときは退場を命じることができる。第二十四條 議長自ら討論をなさんとするときは副議長を

議長席に着かしめねばならぬ。

第二十五條 議長において論旨が盡きたと認めるときは討論の終結を宣告しなければならぬ。又は發言の中途でも議長において論旨已に盡きたと認めるときは討論の終結を宣告してもよい。

討論終結の動議成立したるとき又は前項の宣告に對し議員二名以上の異議あるときは、議長は會議に諮りて討論をもちひずして其の可否を決定する。

第四節 修 正

第二十六條 同一の議題について數箇の修正案が提出せられた場合は、議長は原案に最も遠いと認むるものより順次採決する。

第二十七條 修正案總て否決せられたときは原案について採決する。

第二十八條 前條の場合に於て原案に過半数の賛成がなく且つ會議に於て廢案すべからざるものと議決したときは特に委員を設けて修正案を起さしめ更に審議をしなければならぬ。

第五節 採 決

第二十九條 議長採決をなすときは其の議題を會議に宣告せねばならぬ。

議長に於て採決を宣告したるときは爾後其の議題について發言は許されぬ。

第三十條 採決宣告の際議員は必ず可否を表示せねばならない。但し宣告の際議長に在らざる議員は採決に加はることができない。

第三十一條 採決の方法は起立及び投票の二種とし、議長の意見によりこれを定める。起立採決の場合は直ちに其の結果を宣告する。起立の數につき二名以上の異議あるときは、氏名點呼又は投票を以つてこれを決める。投票は無記名とする。但し會議の議決により記名としてよし。

第三十二條 投票を終りたるときは議長は二名の立會人を指名しこれと共に開票し點檢の上其の結果を宣告する。

第三十三條 異議のない議題については議長は第三十一條に定める採決の方法をもちひず直ちに其の可否を宣告す

ることができぬ。但し議員二名以上の異議あるときはこの限りでない。

第五章 委員及び委員會

第三十四條 議案の調査若しくは修正案作製のため委員を設くる議決をしたときは、其の委員は投票による選舉又は議長の指名により選任する。投票による選舉は無記名單記とし多數を得たる者を以つて當選者とする。同數の得票者二名以上あるときは議長は抽籤を以つてこれを定める。

前項の投票は會議の議決により記名投票としてもよい。

第三十五條 委員の數は五名とする。但し議長において必要と認めたる場合は増減してもよい。

第三十六條 委員に擧げられた者は正當の理由なくして其の任を辭することはできない。

第三十七條 委員會は委員定數の二分の一以上出席せねば開會することできない。

第三十八條 委員會は委員長一名を互選せねばならない。委員長は委員會の會議を整理し其の秩序を保持する。

委員長故障あるときは其の代理者を互選する。

第三十九條 委員會は會議に於て附託されたる事件の範圍外に涉りて調査又は修正することはできない。

第四十條 委員會の議事は出席委員の過半数を以つてこれを決定する。可否同數のときは委員長がこれを決定する。

第四十一條 委員長は委員會の經過及び結果を速かに會議に報告せねばならない。

委員會に於て賛成ありたる意見につき其の意見を主唱したる委員は委員長の承諾を得て報告することもできる。

第四十二條 議長は何時でも委員會に出席して發言することができぬ。但し採決の數に加はることができない。

第四十三條 道府縣制第四十九條に依る列席者及び動議者は委員會に列席し其の趣旨を説明することができる。

第四十四條 委員會は必要に應じ傍聽を禁ずることができぬ。

第四十五條 委員會が故なく附託事項の審議をなさず又は其の經過及び結末を報告しない場合は議長は會議に諮りて更に委員を改選してもよい。

第六章 紀 律

附 則

第四十六條 議員は會議定刻前に議場に參集し、其の旨を書記に通告しなければならない。

第四十七條 議員疾病其の他の事故に依り缺席せんとするときは其の旨議長に届出でねばならない。

第四十八條 會議中は喫煙又は飲酒することはできない。

第四十九條 道府縣制若くは本則に違反したる議員に對し議員五名以上の動議あるときは會議の議決により五日以内其の出席を禁止することができる。

前項の會議は傍聴は許さない。

第五十條 前條に依り出席を停止せられた者が委員であるときは同時に其の委員たる資格を失ふ。

第七章 會議録及び速記録

第五十一條 會議録に著名すべき議員數は二名とし會期のはじめに議長の名又は互選に依つてこれを決定する。

第五十二條 議長は速記録を調製せねばならない。

速記録は速記の方法に依り議事の頭末を記載し速に知事及び議員に配布せねばならない。

第五十三條 本則に關する疑義は議長において決定する。但し議員五名以上の異議あるときは議長は會議に諮りて之を決定する。

第五十四條 議決したる事項中意志表示又は通達の必要あるものは縣會事務局をしてこれをなさしめる。

第五十五條 この規則は昭和二十一年十一月十三日から施行する。

第五十六條 この規則の改正は議員定數の三分の一以上の要求があるときでなければこれを會議に附することができない。

鳥取縣會告示第三號

道府縣制第六十四條による鳥取縣會傍聴規則を次のやうに定め公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十一月十三日

鳥取縣會議長 田 中 信 儀

鳥取縣會傍聴規則

00155

第一條 縣會を傍聴せんとする者は縣會事務局(以下單に事務局と稱す)に於て其の許可を受けなければならぬ。但し場合に依り事務局に於て傍聴券を發行して傍聴者の員數を制限することができる。

傍聴券を發行した時は退場の時これを事務局に返還しなければならぬ。

第二條 傍聴人は議事堂内(構内を含む)に於ては總て事務局の指揮に従はなければならない。

第三條 傍聴人にして傍聴席に入りたる時は靜肅を旨とし雜談喫煙其の他議事の妨害となる言動をしてはならない。若し本議に反するときは議長は守衛に命じて退場せしめることができる。

第四條 團體として傍聴せんとする時は其の日時人員を監督責任者より豫め事務局に申出でて其の承認を受けなければならぬ。

第五條 傍聴人は妄りに議事堂の各室に入り或は器物を無斷に使用してはならない。若し必要ある時は事務局に申出でて其の許可を受けなければならぬ。

第六條 傍聴人にして議員に面會を求め又は文書を提出せんとする時は總て事務局を経由して其の指揮を受けなければならぬ。

第七條 傍聴人は凶器其の他人に危害を及ぼし或は議場の秩序を亂すが如き物件を携帯して入場することはできない。若しこれに反するものと認めるときは入場を拒否することができる。

鳥取縣會告示第四號

鳥取縣會事務局規程を次のやうに定め公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十一月十三日

鳥取縣會議長 田 中 信 儀

鳥取縣會事務局規程

第一條 鳥取縣會及び鳥取縣參事會(以下單に縣會と稱す)の事務を處理するため鳥取縣會事務局(以下單に事務局と稱す)を設置する。

第二條 事務局は縣會議事堂内に置く。

第三條 事務局は縣會議長が統轄する。

第四條 事務局は左の事項を掌る。

一、縣會の議決したる事項の通達に關する事項。

二、縣會の一般庶務に關する事項。

三、縣會議事堂の取締に關する事項。

四、縣會と縣との連絡に關する事項。

五、縣會に必要な立案、統計、情報、研究及び調査等に關する事項。

六、議長に於て特に命じたる事項。

第五條 事務局に左の職員を置く。

局長 一名

主事、書記、雇、速記者、守衛 若干名

第六條 前條の職員は縣會議長これを任免する。

第七條 局長は事務局の事務を總攬し縣會印、縣會議長印及び事務局印を保管する。

主事其の他の職員は局長の命を受け庶務に従事する。

第八條 事務局の經費は總て縣費を以つて支辨する。

第九條 事務局の處務細則及び職員の服務規律は縣の處務

細則及び服務規律に準ずる。

第十條 本規程に定めたるものの外は議長において決定する。

昭和二十一年十一月十三日印刷
昭和二十一年十一月十三日發行

鳥取縣公報

昭和四十四年四月十五日
第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町